

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 自己負担額（徴収基準額）

階層区分	世帯の階層（細）区分	徴収基準月額	徴収基準加算月額 （対象児童が複数いる場合の2人目以降）
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250	230
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	円	
	3,000以下	D1階層	2,900 290
	3,001～5,800	D2階層	3,450 350
	5,801～8,700	D3階層	3,800 380
	8,701～13,000	D4階層	4,250 430
	13,001～17,400	D5階層	4,700 470
	17,401～22,400	D6階層	5,500 550
	22,401～28,200	D7階層	6,250 630
	28,201～58,400	D8階層	8,100 810
	58,401～75,000	D9階層	9,350 940
	75,001～96,600	D10階層	11,550 1,160
	96,601～121,800	D11階層	13,750 1,380
	121,801～175,500	D12階層	17,850 1,790
	175,501～221,100	D13階層	22,000 2,200
	221,101～380,800	D14階層	26,150 2,620
	380,801～549,000	D15階層	40,350 4,040
	549,001～579,000	D16階層	42,500 4,250
	579,001～700,900	D17階層	51,450 5,150
	700,901～849,000	D18階層	61,250 6,130
	849,001～1,041,000	D19階層	71,900 7,190
	1,041,001以上	D20階層	全額 左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

※世帯階層区分の認定は、小児慢性特定疾病児の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に小児慢性特定疾病児を扶養しているもののうち、当該小児慢性特定疾病児の扶養義務者の全てについて、その市町村民税の課税の有無により行う。

※住宅取得控除など適用しない控除もあります。